

# 歳末特別警戒を実施

みんなで  
安全・安心まちづくり

年末年始は、現金を狙ったひったくりや飲酒の絡んだ暴力事件、空き巣などの侵入犯罪の被害が多発することが予想されます。

12月の歳末特別警戒期間中には、警察や防犯委員会、町会（自治会）などによる街頭啓発活動や夜警が市内各所で実施され、犯罪の被害防止を呼び掛けます。

皆さんも次のようなことに注意して、被害を防止しましょう。

- ひったくりなどの被害防止**
  - ・手荷物は車道と反対側にしっかりと持ち、自転車のカゴにはひったくり防止カバーを付けましょう。
  - ・昼夜にかかわらず、人通りの多い明るい道を選びましょう。
- 侵入犯罪の被害防止**
  - ・玄関や窓は、防犯性能が高い施錠器具に取り替えたり、補助錠を取り付けたりしましょう（ワンドア・ツーロック）。

・短時間の外出時でも必ず戸締まりをしましょう。  
また、在宅中でも施錠しましょう。



・家の周りは夜間でも明るく、見通しの良い環境にし、センサーライトや警報装置などの防犯器具を活用しましょう。

●**自転車・オートバイ盗の被害防止**

・自転車やオートバイから離れるときは、短時間でも必ず鍵を掛け、ワイヤー錠などの丈夫な補助錠を活用しましょう。

●**自動車盗、車上狙いの被害防止**

・自動車を駐車するとき、エンジンを抜きましょう。  
また、防犯装置を付けるようにしましょう。  
・車内に現金や貴重品などを置いたまま車から離れるのはやめましょう。

●**女性に対する犯罪の被害防止**

・夜の一人歩きは特に気を付け、明るく人通りの多い道を選びましょう。

・歩きながらのスマートフォン操作や携帯電話、音楽プレイヤーの使用は不審者に狙われやすくなり、危険なのでやめましょう。

問い合わせ 富田林警察署  
☎(25)1234

## 「ATMで返金します」は詐欺です！～還付金詐欺にご注意を！～

市内において、市役所職員を名乗る人物が電話をかけてきて、「保険金の還付金がある」などと称して、ATM（現金自動預払機）に誘導し、お金を振り込ませようとする還付金詐欺事件が発生していますのでご注意ください。

### ■詐欺の手口

- ①市役所職員を名乗る人物から電話があり、「保険金の還付金があります。銀行から電話するので取引銀行を教えてください」などと言って取引銀行を聞き出そうとする。
- ②金融機関を名乗る人物から電話があり、コンビニエンスストアのATMに行き、着けば相手の携帯電話へ電話するよう指示される。
- ③ATMに着き、相手に電話し、言われるままにATMを操作すると、結果的にお金をだまし取られる。



### ■被害に遭わないために

- ・電話でお金のお話をされても一人で判断せず、家族や警察に相談してください。
- ・市役所が還付金の手続きをする場合、必ず事前に書類が郵送されて、手続きがスタートします。いきなり「ATMに行ってください」は絶対にありません。「還付金があるので、携帯電話を持って、ATMへ」と言われたら還付金詐欺を疑ってください。

問い合わせ 富田林警察署 ☎(25)1234

「臨時福祉給付金」  
「障害・遺族基礎年金受給者向け給付金」  
案内が送られていない人でも給付金の対象となる場合があります

本市では、「臨時福祉給付金」と「障害・遺族基礎年金受給者向け給付金」の申請を受け付けています。

28年度市民税が課税されている人のいない世帯などに案内を送付していませんが、案内が送られていない人でも給付金の対象となる場合があります。

支給対象者かどうかの確認や申請書が必要な人はお問い合わせください。



※申請書は市ウェブサイトの各課のページ「地域福祉課」でダウンロードもできます。また、支給対象者の要件も市ウェブサイトの同ページでご覧いただくことができます。

申し込み 29年3月1日(水)までに、申請書に必要書類を添えて、郵送で☎584・8511 市役所臨時福祉給付金支給担当へ

※市役所2階特設受付への持参も可（土・日曜日、祝日、12月29日(木)～29年1月3日(火)を除く午前9時～午後5時30分）。

問い合わせ 市給付金専用コールセンター ☎0570(077)765

○印は業務日

施設名など	とき	26 (月)	27 (火)	28 (水)	29 (木)	30 (金)	31 (土)	1 (祝)	2 (休)	3 (火)	4 (水)	5 (木)	6 (金)
市役所・金剛連絡所		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○
市役所日曜窓口		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
休日急病診療 ※1		-	-	-	○	○	○	○	○	○	-	-	-
富田林病院（外来診療）		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○
保健センター		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○
水道お客様センター		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○
市民総合体育館・青少年スポーツホール		○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○
総合スポーツ公園		○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○
図書館（中央・金剛）		-	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○
公民館（中央・金剛・東・喜志分館）		-	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○
人権文化センター・児童館		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○
青少年センター		-	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○
すばるホール ※2		-	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○
レインボーホール（市民会館）※3		○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○
市民公益活動支援センター		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○
総合福祉会館（社会福祉協議会）※4		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○
かがりの郷 ※5		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○
けあばる ※6		-	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○
農業公園サバーファーム ※7		-	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○
旧杉山家住宅・じないまち交流館・旧田中家住宅		-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
レインボーバスの運行		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○
富田林斎場		○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○
富田林霊園管理事務所 ※8		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○
自転車等保管所（撤去自転車など）		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○
きらめきファクトリー		○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○

# 年末年始の 業務案内

**※市役所の業務は、  
年末が12月28日(水)まで、  
年始は1月4日(水)からです。**

※1 内科・歯科は休日診療所、小児科（中学生まで）は富田林病院で診察しています。受付時間などは、19ページをご覧ください。

※2 12月28日(水)、29年1月4日(水)は午後5時30分で閉館します。

※3 12月27日(火)は浴場の利用はできません。

※4 12月28日(水)、29年1月4日(水)、5日(木)は浴場の利用はできません。

※5 12月26日(月)、28日(水)、29年1月4日(水)は浴場の利用はできません。

※6 介護老人保健施設は12月29日(木)～29年1月3日(火)まで面会はできますが、入所相談や支払いなどの受け付けはできません。

※7 ここにこの市場は12月31日(土)～29年1月4日(水)までお休みします。

※8 12月29日(木)～29年1月3日(火)も墓参りはできます。

12月1日～31日

## 年末の交通事故防止運動

- ・ こんばんは 早めのライトで ごあいさつ
- ・ その酒で 失う信頼 家族の未来

年末にかけて交通事故が多発する傾向にあることから、次の項目を重点に、年末の交通事故防止運動が実施されます。

### ◆夕暮れ時における交通事故防止

夕暮れ時に掛ける時は明るい色の服を着用し、反射材を活用しましょう。自転車乗車中には前照灯を早めに点灯しましょう。

### ◆飲酒運転の根絶

飲酒運転は、スピードに対する感覚が鈍ったり、運転動作が緩慢になったりし、事故へつながる可能性が高くなり非常に危険です。

飲酒運転は絶対にやめましょう。

問い合わせ 富田林警察署  
(☎25)1234、道路交通課(内線416)

### 「避難行動要支援者名簿」に登録を

東日本大震災を教訓として、25年6月に「災害対策基本法」が一部改正され、新たに避難行動要支援者（災害の際に自ら避難することが困難な人）に係る名簿の作成を市町村に義務付けるなど、国として避難行動要支援者対策の強化が図られました。

本市においても、災害時の避難行動要支援者対策として「避難行動要支援者名簿」を整備し、ご本人の申し出などにより同名簿に登録された情報を適切な情報管理のもと地域の支援組織に提供することで、いざというときに備えていただく取り組みを進めています。

同名簿への登録を希望される人は、地域福祉課または地域の民生委員・児童委員までご連絡ください。

問い合わせ 地域福祉課（内線282、285）

## 年末年始のごみ収集日

※下表にない収集地域は通常の日程で収集します。  
 ※下表中の空欄になっているゴミの収集については通常の日程で収集します。

燃えるごみ	29年1月4日(水)より通常の日程で収集します。 ※1月1日(祝)～3日(火)は休み。 ◎月・木曜日の収集地域は、年末は12月29日(木)まで、年始は29年1月5日(木)から ◎火・金曜日の収集地域は、年末は12月30日(金)まで、年始は29年1月6日(金)から ◎水・土曜日の収集地域は、年末は12月31日(土)まで、年始は29年1月4日(水)から				
粗大ごみ	29年1月4日(水)より通常の日程で収集しますが、2日(水)、3日(火)の収集地域は、 下表の日程に変更して収集します。				
資源ごみ <b>カン・ビン、ペットボトル、          プラスチック製容器包装、          牛乳パックなど</b>	29年1月4日(水)より通常の日程で収集しますが、2日(水)、3日(火)の収集地域は、 下表の日程に変更して収集します。 ※収集日程の変更により、次の週も同じ資源ごみの収集がある場合があります。				
◆ペットボトルの品質調査が実施されました～資源ごみの分別収集にご協力を～ 普段皆さんに分別していただいているペットボトルの品質調査が8月30日に実施され、総合評価「A」（最高評価）を いただきました。今後も毎年「A」評価となるよう、引き続き資源ごみの分別収集にご協力ください。					
収集地域	粗大ごみ	カン・ビン	ペットボトル	プラスチック製容器包装	牛乳パックなど
ア・カ行					
嬉、彼方、寿町		1/2(水)→1/9(水)	1/2(水)→1/9(水)		
川向町、甲田		1/3(木)→1/10(木)	1/3(木)→1/10(木)		
向陽台				1/2(水)→1/9(水)	1/2(水)→1/9(水)
金剛錦織台、金剛伏山台	1/2(水)→12/29(水)				
サ・タ行					
桜ヶ丘町、新家、常盤町		1/3(木)→1/10(木)	1/3(木)→1/10(木)		
清水町				1/3(木)→1/10(木)	1/3(木)→1/10(木)
昭和町		1/2(水)→1/9(水)	1/2(水)→1/9(水)		
新堂（P.Lのみ）	1/3(木)→12/30(金)				
谷川町、富田林町				1/3(木)→1/10(木)	
寺池台二～四丁目	1/2(水)→12/29(水)				
ナ・ハ行					
中野町（大字含む）、 中野町西、中野町東				1/3(木)→1/10(木)	1/3(木)→1/10(木)
西板持町、東板持町		1/3(木)→1/10(木)	1/3(木)→1/10(木)		
錦ヶ丘町、伏見堂、 不動ヶ丘町、富美ヶ丘町		1/2(水)→1/9(水)	1/2(水)→1/9(水)		
藤沢台				1/2(水)→1/9(水)	
本町				1/3(木)→1/10(木)	
マ・ヤ・ウ行					
宮甲田町		1/3(木)→1/10(木)	1/3(木)→1/10(木)		
美山台				1/2(水)→1/9(水)	1/2(水)→1/9(水)
横山、若松町西		1/2(水)→1/9(水)	1/2(水)→1/9(水)		
若松町				1/3(木)→1/10(木)	
若松町東				1/3(木)→1/10(木)	1/3(木)→1/10(木)

**年末年始のごみ・し尿収集日**  
**ごみは12月31日(土)まで**  
**通常どおり収集します**

**問い合わせ 衛生課**  
 (内線144～146)

## 年末年始のし尿収集日

※毎月の収集日は、市ウェブサイトの各課のページ「衛生課」に掲載しています。  
 ※収集日は、多少前後する場合がありますのでご了承ください。

し尿収集地域		し尿収集日	し尿収集地域		し尿収集日
ア・カ行	青葉丘、加太、喜志町五丁目、五軒家	12/24(水)、1/12(水)	ナ・ハ行	中佐備、楠風台、東板持町	12/22(水)、1/10(木)
	旭ヶ丘町	12/21(水)、1/6(金)		中野町	12/20(水)、1/5(木)
	嬉（桜ヶ丘、彼方）	12/26(月)、1/12(水)		中野町西、錦織北	12/27(水)、1/10(木)
	嬉（桜ヶ丘除く）	12/23(水)、1/11(水)		西板持町（柏木住宅）	12/23(水)、1/6(金)
	上佐備、甘南備	12/22(水)、1/10(木)		西板持町（柏木住宅除く）	12/20(水)、21(水)、1/6(金)、7(土)
	川面町、喜志町一～四丁目、北大伴町、 木戸山町	12/19(月)、1/5(木)		錦ヶ丘町、富美ヶ丘町	12/17(土)、30(金)、1/16(月)
	川向町	12/20(水)、1/6(金)		錦織（大字）、伏山（聖ヶ丘含む）	12/28(水)、1/14(土)
	喜志新家町	12/22(水)、1/7(土)		錦織中・東（笹原町含む）・南、 伏見堂（青山台）	12/27(水)、1/13(金)
	甲田（北甲田含む）	12/27(水)、1/10(木)		平町、伏見堂（青山台除く）	12/23(水)、1/11(水)
	寿町（青山台）	12/17(土)、30(金)、1/16(月)		別井	12/19(月)、1/5(木)
寿町（青山台除く）	12/17(土)、27(水)、30(金)、1/10(木)、16(月)	本町	12/28(水)、1/11(水)		
サ・タ行	西条町、桜井町、通法寺町	12/19(月)、1/5(木)	マ・ヤ・ラ・ウ行	南大伴町	12/21(水)、1/7(土)
	桜ヶ丘町	12/24(水)、26(月)、1/7(土)、9(水)		宮甲田町	12/28(水)、1/11(水)
	下佐備、廿山	12/22(水)、1/10(木)		宮町	12/16(金)、17(土)、19(月)、29(木)、 30(金)、1/4(水)
	昭和町	12/16(金)、29(水)、1/13(金)		山中田町	12/20(水)、1/6(金)
	新家	12/28(水)、1/11(水)		横山	12/26(月)、1/12(水)
	須賀（大字含む）	12/28(水)、1/14(土)		龍泉	12/22(水)、1/10(木)
	谷川町	12/21(水)、1/5(木)		若松町	12/19(月)、21(水)、1/4(水)、5(木)
	常盤町（国道筋）	12/23(水)、24(土)、26(月)、1/6(金)、 7(土)、9(水)		若松町西	12/27(水)、1/10(木)
	常盤町（国道筋除く）	12/19(月)、1/4(水)		藤野ミゼット車収集地区	12/19(月)、1/5(木)
	富田林町	12/16(金)、23(水)、29(水)、1/6(金)、13(金)		阪南ミゼット車収集地区	12/24(土)、1/12(水)

# 第3回 婚活パーティーを開催します

初めての共同作業にトキメキ♪  
特産いちごを使ったクッキングパーティー

国の地方創生総合戦略では、人口減少・少子化対策の一環として、結婚から妊娠、出産、子育てまでの切れ目のない支援の強化を掲げています。

本市では、結婚を真剣に考える若者世代に出会いの場を提供し、結婚へのきっかけとしていただくとともに、将来結婚された際には、優良な居住環境の下で安心して子育てができる本市への定住を働き掛けるため、本市主催の婚活パーティーを28年度中に5回開催します。

このたび、第3回目のパーティー「初めての共同作業にトキメキ♪特産いちごを使ったクッキングパーティー」を次のとおり開催しますので、ぜひご参加ください。

とき 29年1月15日(日)、午後1時30分～受け付け

ところ 中央公民館

対象者 結婚を真剣に考える20歳からおおむね40歳までの人

定員 男女各20人程度(申し込み先着順)

参加費 男性4500円、女性1500円

申し込み 12月12日(月)、午前11時～、(株)エクシオジャパン(受託事業者) ☎050(5531)9451

※必ず参加者本人が申し込みてください。

※(株)エクシオジャパン申し込み専用ホームページ [http://www.exeo-japan.co.jp/ex\\_special/170115\\_todabayashi/](http://www.exeo-japan.co.jp/ex_special/170115_todabayashi/) から申し込みできます。

※電話で申し込みの場合は、まず「富田林市の婚活パーティー」の申し込みである旨をお伝えください。

※その他詳しくは、(株)エクシオジャパンホームページ <http://www.exeo-japan.co.jp/> をご覧ください。

※事業に関するお問い合わせ

せは都市魅力創生課(内線420)へ。

## 婚活パーティー 第1回目結果報告!!

10月23日に開催された、第1回婚活パーティー「サバーファームでアクティブ婚活♪アウトドアBBQ & 農業公園散策」において、男性20人、女性19人が参加され10組のカップルが成立しました。

お問い合わせ 都市魅力創生課(内線420)

## マイナンバーカード日曜交付を 実施します



マイナンバーカードを交付する休日窓口を次の日程で開設します。申請者本人がお越しください。

とき 12月4日(日)、午前9時～正午

ところ 市役所地下会議室(日曜窓口コーナー)  
※持ち物など詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせ 市民窓口課(内線131、132)

## 冬季に流行する感染症を予防しましょう!

### ◇感染性胃腸炎とは

ウイルスや細菌が原因となって嘔吐や下痢などの症状を引き起こす病気の総称です。特に、冬季に流行するノロウイルスの感染力は非常に強力ですが、特效薬やワクチンがないため予防が重要です。

### ◇感染性胃腸炎を予防するには

- ・帰宅時や調理の前後、食事前、トイレの後には、せっけんで指先から手首までしっかり洗いましょう。
- ・食品などは中心部まで十分加熱(中心温度85～90℃で90秒以上の加熱)しましょう。
- ・感染した人の便や嘔吐物を処理するときは、ビニール手袋などを使用し、「すばやく処理する」「乾燥させない」「消毒する」の3原則を守りましょう。便や嘔吐物が乾燥すると、ノロウイルスが舞い上がり、それを吸い込むことでも感染します。

※ノロウイルスはアルコール消毒では効果が期待できません。感染の予防方法および便や嘔吐物の処理方法など、詳しくは府ホームページの「ノロウイルスなどによる感染性胃腸炎にご注意」(<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/kansenseicho.html>) をご覧ください。

### ◆呼吸器系感染症やインフルエンザにもご注意ください

冬季には、マイコプラズマ肺炎や肺炎などを引き起こして重症化することもあるRSウイルス感染症、インフルエンザなどの感染症が流行します。自分だけでなく、乳幼児や高齢者など重症化する恐れのある周りの人を守る意味でも予防が重要です。

### ◆呼吸器系感染症やインフルエンザを予防するには

- ・帰宅時の手洗いとうがいを励行しましょう。
- ・また、マスクの着用とせきエチケットを心掛けましょう。

お問い合わせ 保健センター ☎(28)5520



# 「とんだばやしふるさと寄附金」

## ふるさと納税の寄附金を ふるさと納税の寄附金

ふるさと納税（ふるさと寄附金）は、自分が生まれ育ったふるさとや応援したい自治体（都道府県および市区町村）に寄付する制度です。

富田林を「ふるさと」として応援し、本市の発展にご協力いただきますようお願いいたします。

### ふるさと納税の寄附金 税額控除を受けるには

ふるさと納税制度では、その寄附金額に応じて、所得税と個人住民税が軽減されます。

ふるさと納税の寄附金控除などを受けるためには、原則として、ふるさと納税をした翌年に確定申告をする必要があります。

ただし、次の要件全てに該当する人は、確定申告をしなくても、ふるさと納税の寄附金税額控除を受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が利用できます。

■給与所得のみの人などで、確定申告をする必要がない人

■その年のふるさと納税をする寄附先が5つ以内の人  
※同特例制度の利用には、特例申請書を寄附先の自治体に提出する必要があります。また、申請書提出後から翌年1月1日までの間に、提出した申請書の内容に変更が生じた場合は、翌年1月10日（必着）までに申請内容の変更届の提出が必要で

す。問い合わせ「とんだばやしふるさと寄附金」の申請については都市魅力創生課（内線424）、税額控除については課税課（内線117）



## 期日前投票と 郵便などによる 不在者投票



### 市役所と金剛連絡所で 期日前投票ができます

選挙期日（投票日）に仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭などの用務があるなど、一定の事由に該当し、投票所へ行くことができないと予想される人は、期日前投票ができます。

とき 選挙期日の公示（告示）日の翌日～選挙期日の前日、午前8時30分～午後8時（土・日曜日、祝日を含む）

ところ 市役所4階401会議室および金剛連絡所2階ホール

※基本的な投票手続きは、選挙期日の投票所における投票手続きと同じです。ただし、宣誓書の提出が必要となります。

### 郵便などによる不在者投票

身体障がい者手帳や戦傷病者手帳、介護保険被保険者証を有し、投票所に行くことが困難で次の要件に該当する人は、自宅などで郵便などによる不在者投票ができます。

- 身体障がい者手帳の記載内容
- 両下肢・体幹の障がい、または移動機能の障がい
- 1・2級の人
- 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい
- 1・3級の人
- 免疫・肝臓の障がい
- 1～3級の人
- 戦傷病者手帳の記載内容
- 両下肢、または体幹の障がい
- 特別に第2項症の人

- 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障がい
- 特別に第3項症の人
- 介護保険被保険者証の記載内容
- 要介護状態区分が要介護5の人

この方法で不在者投票をするためには、事前に選挙管理委員会に申請し、「郵便等投票証明書」の交付を受けておく必要があります。申請は、随時受け付けていますので、該当される人はお早めに手続きをしてください。なお、同証明書には有効期限がありますので、すでに期限が切れている人は、再度申請が必要です。

問い合わせ 選挙管理委員会事務局（内線486）

### 市議会の虚礼廃止にご理解とご協力を

市議会では、次のとおり虚礼廃止を申し合わせています。市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

○年始および暑中見舞いなどの時候の挨拶状は出さない。また、中元および歳暮などの贈答はしない。

○葬祭に際しての櫛・香典・供花・供物・弔電などをしない。

○結婚・入学などの慶事に際して、お祝いや祝電などをしない。

○各種団体などの行事に対して、お祝いの祝電・寄付・寸志などをしない。

○新聞・雑誌、または団体が発行する機関誌や記念誌などへの名刺広告や協賛広告はしない。

※ただし、親族に対する冠婚葬祭に関するものは除きます。

問い合わせ 議会事務局（内線213）

## 大阪エコ農産物 認証制度の申請 を受け付け

本市では、府と連携して大阪エコ農産物認証制度を推進しています。

同制度では、農薬と化学肥料の使用量を慣行栽培の5割以下に削減して栽培された農産物を「大阪エコ農産物」として認証しています。



認証を受けた農産物には、下図の認証マークを出荷容器、や包装物、または直接表示することができ、栽培者は、これを活用して農産物の商品価値を高めることができます。

認証を受けるためには申請が必要で、29年1月申請分を1月4日(水)〜20日(金)（土・日曜日、祝日を除く）まで農業振興課で受け付けます。

### 地球温暖化防止月間 ～温室効果ガスの削減を実施！～

12月は地球温暖化防止月間です。

地球温暖化防止のため、日常生活において温室効果ガス（二酸化炭素など）の発生を抑える、「地球にやさしい省エネライフ」を実践しましょう。

#### ■家庭でできる地球温暖化対策

- ・暖房は20℃を目安に設定しましょう
- ・テレビを見ないときは消しましょう
- ・買い物の際は、買い物袋を持ち歩きましょう
- ・電化製品の主電源はこまめに切りましょう
- ・シャワーを1日1分節水しましょう
- ・夜中は、炊飯ジャーの保温機能の使用をやめましょう
- ・お風呂の残り湯は洗濯に使いましょう
- ・車を利用するときは、アイドリングをやめましょう
- ・車を控え電車、バス、自転車を利用しましょう
- ・家族団らんの時間をもちましょ

う（家族が別の部屋で過ごす、照明や暖房などのエネルギー使用量が多くなります）



※これらの対策は、温室効果ガスの削減だけでなく、節電対策にもつながりますので、皆様のご協力をお願いします。

問い合わせ みどり環境課（内線432）

### 守ろうオゾン層！防ごう地球温暖化！

エアコンや冷蔵・冷凍庫の冷媒として使われている「フロン類」は、地球温暖化に与える影響が大きく、大気への排出を抑制しなければなりません。

27年4月に改正された「フロン排出抑制法」では、業務用冷蔵・冷凍機や業務用エアコンの使用者は、「3カ月に1回以上の頻度で使用者などで目視点検すること（簡易点検）」、「大型機器は専門業者による点検をすること（定期点検）」、「点検や充填回収の記録を機器の廃棄時まで保存すること」などを実施する必要があります。

詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ 府産業廃棄物指導課【☎06(6210)9570】

対象となる農作物は、市内で生産される米、大豆、野菜、果樹、花卉（観賞用植物）の内、府が定める77品目で、1農作物・1区画当たり1<sup>ヘクタール</sup>以上の栽培面積が必要です。また、申請日以降に栽培を開始し、29年4月1日(土)以降に収穫する農作物が対象となります。その他、詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ 農業振興課内市エコ農産物推進協議会（内線445）、南河内農と緑の総合事務所農の普及課（☎251131）

## ストーブの 取り扱いに注意！

本格的な冬の到来に備え、石油ストーブなどの暖房器具を使用する機会が多くなります。火災にならないよう、次の点に注意しましょう。

- ◆布団、ふすま、カーテンの近くでは使用しない
- ◆新聞、雑誌などの可燃物を近くに置かない
- ◆洗濯物を乾かすなど、乾燥機代わりに使用しない
- ◆外出するときやそばを離れるとき、寝るときには、必ず消火または電源を切る

- ◆必ず消火してから給油する
- ◆給油中に灯油がこぼれたら、あふれたりしたときは、油をよく拭き取り、しばらくしてから点火する
- ◆カートリッジタンクのキャップは確実に閉めたことを確認してから持ち運ぶ
- ◆ストーブの近くで、スプレー、シンナー、ガソリンなど引火性のものを使用したり、置いたりしない
- ◆収納するときは、灯油を抜き、電池、電源は外す

問い合わせ 市消防本部予防課（☎231124）

12月3日～9日は

# 障がい者週間

～共生社会の実現をめざして～

障がい者の福祉についての関心と理解を深めていただくとともに、障がい者が社会や経済、文化などあらゆる分野の活動に対して、積極的に参加する意欲を高めることを目的として、毎年12月3日～9日は、障がい者週間と定められています。

本市では、身体障がい者福祉協会をはじめ、関係機関が協力し、街頭啓発活動などを実施します。知的・発達・精神障がいのある人は、外見からは分かりにくく、人との関わり合いやコミュニケーションが苦手という人が多く見られます。

障がいのある人への対応は、「ゆつくり」「ていねいに」「くりかえし」を基本とし、みんなで障がい者を特別視しない心のバリアフリー社会をめざしましょう。

## 《障がいのある人とのコミュニケーションのこころ》

- ・リラクセスした雰囲気をつくり、相手の様子に合わせて、話をよく聞く
- ・質問により、相手の気持ちを確認する。「はい」「いいえ」で答えられるように質問する
- ・絵記号などを用いたコミュニケーションボードなどを使用し、視覚的なコミュニケーションを図る

## 障がい者相談員制度のご利用を

本市では、障がい者やその家族から福祉などに関する相談を受け、必要な助言をする同制度を実施していますので、気軽にご利用ください。

相談員は、次の皆さんです。

- 肢体障がい関係**
- 田畑 耕作さん(錦織南) (☎24) 5 4 5 8)
  - 西田 卓司さん(清水町) (☎26) 3 0 8 0)
  - 川口 貞代さん(甲田) (☎23) 3 5 3 8)
  - 竹野 恵美子さん(楠町) (☎25) 2 7 1 4)
- 聴覚障がい関係**
- 栗栖 美鈴さん(桜ヶ丘町) (☎・FAX24) 1 5 8 7)
  - 北野 隆雄さん(藤沢台) (☎・FAX29) 2 4 4 8)
- 視覚障がい関係**
- 中井 美代子さん(若松町西) (☎23) 5 7 4 0)
  - 宮崎 幸美さん(別井) (☎24) 2 4 6 1)
  - 井上 節子さん(須賀) (☎54) 5 6 3 0)
- 精神障がい関係**
- 山本 順子さん(NPO 法人草志庵) (☎70) 7 6 7 3)
  - 山本 勝子さん(寿町) (☎09) 0 (9 6 2 0) 7 4 1 9)
- 問い合わせ 障がい福祉課 (内線192)

## 障がいを理由とする差別の解消に向けて

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が、28年4月に施行されました。

この法律は、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的としています。

### ■障がいを理由とする差別とは

障がいを理由とする差別には、「不当な差別的取り扱い」と「合理的配慮の不提供」があります。

#### ・不当な差別的取り扱い

障がいを理由として、正当な理由もなく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすることは「不当な差別的取り扱い」になります。

国や地方公共団体などの行政機関、民間事業者ともに「不当な差別的取り扱い」をすることは禁止されています。

#### ・合理的配慮の不提供

障がいのある人から何らかの配慮を求める意思表示があったときに、その人の障がいに合った必要な工夫をすることが「合理的配慮」です。

重い負担がないのに合理的配慮をしないことは差別になります。

国や地方公共団体などの行政機関は「合理的配慮」を必ずしなければなりません。民間事業者は「合理的配慮」をするように努めなければなりません。

### ■国や地方公共団体の取り組み

国では、差別解消に関する施策を総合的かつ一体的に実施するための基本方針・対応指針が策定されています。

また、府では、何が差別にあたるのか、望ましい合理的配慮の具体例などを記載したガイドラインが策定され、「府障がい者差別解消条例」も施行されました。

本市においても「職員対応要領」を策定し、職員一人一人が障がいへの理解を深め、誰もが暮らしやすい共生社会をめざした取り組みを進めていきます。

問い合わせ 障がい福祉課 (内線192)

## 成人式を開催します

本市では、20歳を迎えた新成人の皆さんの門出を祝って、成人式を開催します。

**とき** 29年1月9日(祝)、午前10時30分～

**ところ** すばるホール

**対象者** 平成8年4月2日～9年4月1日までに生まれた人

※対象者には、案内状を郵送していますが、12月9日(金)までに届かない場合はお問い合わせください。

**問い合わせ** 生涯学習課 ☎(24)1451



## 大阪ろうあ者 成人式にご参加を

(公社)大阪聴力障害者協会と大阪市聴言障害者協会では、府内在住のろうあ者を対象に、成人式を開催します。

**とき** 29年1月8日(日)、午後1時～4時

**ところ** 府

谷町福祉セ

ンター(大

阪市中央区

谷町五丁目

4の13)

**対象者** 平成8年4月2日～9年4月1日までに生まれた人

**参加費** 無料

**申し込み** 29年1月5日(木)までに、電話またはファクスで住所、氏名、生年月日、

ファクス番号を(公社)大阪聴力障害者協会事務局

☎06(6761)13

94・FAX06(6768)3833)へ



## 大阪障害者職業能力開発校 入校生募集

同校は、障がい者のための訓練施設です。

同校では、29年4月入校生を募集しています。

**募集科目** CAD技術科、

Webデザイン科、OAビ

ジネス科、オフィス実践

科、ワークサービス科

※申し込み方法など、詳しくは同校ホームページ <http://www.pref.osaka.lg.jp/te-shogai/sha/hp/index.html> をご覧ください。

**問い合わせ** 同校 ☎07

2(296)8311)

## 国の 教育ローン

### 日本政策金融公庫

同ローンは、高校・大学などへの入学時や在学中に必要な費用を対象とした公的な融資制度です。

融資金額 学生・生徒一人当たり350万円以内

返済期間 15年以内

金利 年1・81割(固定金利、28年11月10日現在)

※返済方法や申し込み方法など詳しくはお問い合わせください。

**問い合わせ** 教育ローン

コールセンター ☎057

0(008)656)

## 喜志西幼稚園が休園 します

喜志西幼稚園では、29年度の入園希望者が4歳・5歳児ともに0人と状況となったため、入園募集を停止し、29年4月より休園します。

**問い合わせ** 教育指導室 (内線369)



## 第12回 「富田林ブランド」 産品を募集

富田林商工会では、市内で生産・製造された農産物や食品、加工品をブランド認定委員会独自の基準により、「富田林ブランド」として認定（現在25産品）しています。

このたび、同ブランドに認定する産品を募集しますので、ぜひお申し込みください。



認定された産品は同委員会ホームページや各種イベントなどで広く販売促進活動をしていきます。

**応募資格** 市内で事業を営んでいる個人・法人、またはそれらが構成されたグループ・団体

**対象産品** 市内で生産・製造された「農畜水産物」「食品」「製品」

**申し込み** 富田林商工会または商工観光課に備え付けの認定申請書に必要事項を記入し、12月6日(火)〜26日(月)までに必要書類を添え

### 生け垣や庭木は適切な管理を

カイヅカイブキなどの生け垣や庭木の緑が伸び過ぎて道路にはみ出すと、景観を損ねるだけでなく通行の妨げとなります。

また、交差点の見通しが悪くなったり、カーブミラーを隠してしまったりするなどして、思わぬ事故の

原因にもなりかねません。

敷地内の生け垣や庭木などは、早めに剪定するなど所有者が適切に管理し、人にやさしく安全で美しいまちづくりにご協力ください。

**問い合わせ** 道路交通課 (内線412、413)

### 入札参加願いを追加受け付け

本市では、29年度の建設工事、測量・建設コンサルタント等業務委託の入札参加願いを追加受け付けします。

希望者は、契約検査課で申請の提出要領を受け取るか、市ウェブサイトの各課のページ「契約検査課」(契約検査係・入札参加資格申請)からダウンロードしてください。

提出要領の交付は、12月1日(木)からです(土・日曜日、祝日、12月29日(木)〜29年1月3日(火)を除く午前9時〜午後5時30分)。

また、上下水道事業の入札参加を希望される場合も契約検査課で受け付けます。

**受付期間** 29年1月10日(火)〜13日(金) (消印有効)

※事前に、「市業者登録受付システム」に必要事項を入力(入力方法は提出要領に記載)し、必要書類を郵送(一般・簡易書留)または宅配便で送付してください(持参不可)。

**資格有効期間** 29年4月1日(土)〜30年3月31日(土)の1年間

**問い合わせ** 契約検査課 (内線476、477)

### 南河内環境事業組合

## ダイオキシソ類測定結果

て、☎584・0012 栗ケ池町2969の5 富田林商工会内ブランド認定委員会事務局(☎(25)1101)へ(郵送可)  
※募集説明会を12月16日(金)、午後2時、富田林商工会館2階会議室で開催します。希望される人は当日、直接会場へお越しください。  
※詳しくは、同委員会ホームページ <http://www.tonsho.or.jp/tondabayashi-brand/> をご覧ください。

南河内環境事業組合第1清掃工場(ごみ焼却場)から排出される排出ガスや周辺地域の空気、土壌などに含まれているダイオキシソ類濃度について、8月9日に地元住民立ち会いのもと測定しました。

同清掃工場の排出ガス1立方メートル中のダイオキシソ類濃度の測定結果は、0.16ナノグラム(1ナノグラムは、10億分の1グラム)で、国の排出基準値(14年12月)の1ナノグラムを下回っています。

次に、周辺の空気1立方メートル中のダイオキシソ類濃度の測定結果は、同清掃工場より東方向250メートルの農業公園サパーファームで0.0076ピコグラム(1ピコグラムは、1兆分の1グラム)、同じく北西方向700メートルの龍泉遊園では0.0072ピコグラムで、大気環境基準値(12年1月15日)の0.6ピコグラムを下回っています。

また、周辺土壌1グラム中のダイオキシソ類濃度の測定結果は、同清掃工場より北方向1000メートルの学校で15ピコグラムとなっており、土壌環境基準値(12年1月15日)の1000ピコグラムと比較するとかなり低い数値となっています。

**問い合わせ** 南河内環境事業組合(☎(33)6584)

# ひとり親家庭の支援をしています！

本市では、ひとり親家庭の自立促進と生活の安定を図ることを目的に、ひとり親家庭の親などが就業に結びつきやすい資格などの取得をめざして対象の講座を受講する場合に、次の給付金を支給しています。

## 母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金事業

**対象者** 本市在住のひとり親家庭の親で、児童扶養手当の支給を受けている、または同様の所得水準にある人で、雇用保険法による教育訓練給付制度の受給資格を有していない人

**対象講座** 雇用保険の教育訓練給付制度の指定教育訓練講座  
**支給額** 対象講座の受講のために支払った費用（入学金および受講料に限る）の60%を支給

※支給額の上限は20万円です。ただし、支給額が1万2000円を超えない場合は支給の対象になりません。

※同事業利用には、事前の相談と対象講座の指定申請が必要になります。また、指定講座受講終了後に支給申請が別途必要です。詳しくはお問い合わせください。

## 母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業

**対象者** 本市在住のひとり親家庭の親で、児童扶養手当の支給を受けている、または同様の所得水準にある人

**対象資格** 看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師

### 給付金の種類

①訓練促進給付金 支給期間の上限は3年間で、次の金額を支給

◆市・府民税非課税世帯＝月額10万円

◆市・府民税課税世帯＝月額7万5000円

②修了支援給付金 養成課程修了後、次の金額を支給

◇市・府民税非課税世帯＝5万円

◇市・府民税課税世帯＝2万5000円

※同事業利用には、事前の相談が必要になります。

※修業年限が1年以上の養成機関において修業する場合のみ対象となります。詳しくはお問い合わせください。

## ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

**対象者** 本市在住のひとり親家庭の親または児童で、児童扶養手当の支給を受けている、または同様の所得水準にある人

### 給付金の種類

①受講修了時給付金 対象講座の受講後に、受講のために支払った費用（入学金および受講料に限る）の20%を支給  
 ※支給額の上限は10万円です。ただし、支給額が4000円を超えない場合は支給の対象になりません。

②合格時給付金 同認定試験合格後に、対象講座の受講のために支払った費用（入学金および受講料に限る）の40%を支給

※①と②を合わせた支給額の上限は15万円です。

※同事業利用には、事前の相談と申請が必要になります。詳しくはお問い合わせください。

**問い合わせ** こども未来室（内線206）

同試験場は年末年始、来場者が集中し、相当混雑が予想されます。

## 光明池運転免許試験場へは公共交通機関で

場内の駐車場（有料）は、駐車台数が限られているため、ご来場は電車、バスなどの公共交通機関をご利用ください。

**受付日・時間** 月～金曜日（12月29日（木）～29年1月3日（火）、祝日を除く）、午前8時45分～正午、午後0時45分～2時30分

※午後2時30分以降の受け付けは後日の交付となります。

**最寄り駅** 泉北高速鉄道「光明池駅」から徒歩5分

**問い合わせ** 同試験場 ☎ 0725(56)1881

レインボーホール（市民会館）内に、新レストラン「カジュアルレストラン千一夜」がオープンしました。客席からの眺めも良く、多彩なメニューを用意して皆さんをお待ちしていますので、ぜひご利用ください。

**レインボーホール（市民会館）内に、新レストランがオープン！**

**営業時間** 午前11時～午後9時（午後8時ラストオーダー）  
 ※ただし、11月末までは、午後5時まで（午後4時30分ラストオーダー）。

※定休日 は、同ホールの休館日に準じます。

**問い合わせ** カジュアルレストラン千一夜 ☎ (26) 8899



12月4日～10日は

# 人権週間

## みんなで築こう人権の世紀

～考えよう 相手の気持ち

未来へつなげよう 違いを認め合う心

国際連合では、世界人権宣言が採択された12月10日を「人権デー」と定めています。  
また、法務省および全国人権擁護委員連合会では、

「人権デー」を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、人権尊重思考の普及高揚に努めています。  
この機会に、全ての人が互いに理解し、尊重し合え

るよう人権認識を高めましょう。  
また、障がいの有無、性別、国籍、文化、出生、年齢などの違いを超えて、あらゆる人がさまざまな場面で参加、協働できる社会を築いていきましょう。  
本市では、同週間に合わせて、人権擁護委員による特設人権なんでも相談や街頭啓発などを実施したり、すばるホールで、「2016とんだばやし人権フェア」を開催したりします。  
問い合わせ 人権政策課 (内線472)

### 特設人権なんでも相談

とき 12月9日(金)、午後1時～4時  
ところ 市役所地下904会議室(当日、直接会場へ)  
※当日は、電話でも相談できます(内線544)。  
問い合わせ 人権政策課(内線472)

### 金剛公民館人権週間映画会「隣る人」上映

ある児童養護施設の日常を追う8年間のドキュメンタリー映画「隣る人」を上映します。

とき 12月10日(土)、午後2時～3時25分(午後1時50分開場)  
ところ 金剛公民館  
定員 100人(当日、直接会場へ) 入場料 無料  
問い合わせ 金剛公民館 ☎(28)1121

### 第33回部落解放富田林教育・人権研究集会

とき 12月11日(日)、午前9時30分～正午(午前9時～受け付け)  
内容など  
①第1分科会=赤井 隆史さん(部落解放同盟大阪府連合会執行委員長)による講演「最近の悪質な差別事件と部落問題」  
②第2分科会=乗井 弥生さん(女性共同法律事務所弁護士)による講演「ともに考えよう!DVと女性の貧困～その防止と救済・支援～」  
③第3分科会=幸重 忠孝さん(幸重社会福祉士事務所代表)による講演「子どもの貧困と向き合い、地域の取り組みを考えよう!」  
※①②は人権文化センター、③は児童館で開催。  
定員 ①～③各80人(当日、直接会場へ)  
※無料保育あり(12月6日(火)までに要予約)。  
参加費 1000円(資料代、当日徴収)  
問い合わせ 市人権協議会内第33回部落解放富田林教育・人権研究集会実行委員会事務局 ☎(24)3700・☎(25)5952

# 2016

## とんだばやし人権フェア

～来て、観て、語って、みんながひとつに!～

「人権週間」にあわせて、同フェアを開催します。  
映画『さとにきたらええやん』(重江 良樹監督)の上映や同監督の講演会、パネルディスカッションをはじめ、市民活動団体やサークルによる音楽、踊りなどの発表、小学生人権ポスター表彰式、「私(たち)の大切なもの」写真展などさまざまな催しを実施します。

とき 12月10日(土)、午前10時～午後3時30分  
ところ すばるホール4階 銀河の間  
内容など

■オープニング・表彰式(午前10時～11時30分)  
・ゴスペルコンサート(出演 Mix Voices)  
・小学生人権ポスター表彰式

■映画上映・講演会・パネルディスカッション(午前11時30分～午後2時15分)  
・映画『さとにきたらええやん』(重江 良樹監督)の上映、同監督による講演会  
・同監督と市内で子どもに関わる活動をしている団体(5団体)によるパネルディスカッション

■団体発表(午後2時30分～3時30分)  
・市民活動団体による発表  
・マジック、バンド演奏、フラダンス、民踊などの発表

■展示(午前10時～午後3時30分)  
・ヒューマンメッセージ「私(たち)の大切なもの」写真展&ポスター展  
・市民活動団体による活動紹介

参加費 無料  
※当日、直接会場へ。  
問い合わせ 人権政策課 (内線472)

# さまざまな人権問題

～持っていませんか？  
「思い込み」や  
「決めつけ」を～

私たちが普段から知らず知らずのうちに、勝手な「思い込み」や「決めつけ」などの固定観念や、誤った認識、偏見を持って物事を考えてしまうことで、さまざまな人権に関する問題が起きています。

## ●女性の人権問題

女性というだけで家事やお茶くみをさせるなど性別

## ●子どもの人権問題

子どもの権利条約にあるように子どもも大人と同様に基本的人権が保障されていますが、いじめや児童虐待、児童買春、親の育児放棄による乳幼児の衰弱死など子どもを取り巻く環境は深刻な状況にあります。

## ●障がい者の人権問題

障がいのある人が、施設整備が不十分であるなどの

## ●同和問題

理由で自己の能力を發揮することができず、活動を制限され社会への参加がしにくくなっている問題があります。また、障がいのある人に対する理解や配慮が不十分で、車椅子の人や盲導犬を同伴した人が入店を拒否されたり、アパートへの入居を拒否されたりするなどの問題も起きています。

## ●外国人の人権問題

同和問題は日本社会の歴史的過程で形成された身分差別による日本固有の人権問題です。誤った理解から生じる偏見や差別意識から、差別発言や差別落書きなどの問題が起きています。また結婚を妨げられたり就職で不公平に扱われたりする事案も後を絶ちません。

## ●LGBTなどの性的マイノリティの人権問題

特定の人種や民族、宗教などの少数者に対する差別的言動（ヘイトスピーチ）や、外国人であることを理由に就職で不当な扱いを受けたり、お店やマンション、アパートへの入店・入居を拒否されたりするなどの問題が起きています。

## ●その他の人権問題

ヒト免疫不全ウイルス（HIV）感染者やハンセン病回復者への人権侵害、インターネットによる人権侵害、震災問題、パワハラ、マタハラ問題などがあります。

## 「思い込み」や「決めつけ」はどこから？

人権に関する問題は私たちの身近なところに存在しています。例えばある調査によると、LGBTの自認数は12人に1人といわれており、これは左利きや血液型がA型の人とほぼ同じ割合です。しかし、多くの人が「自分の周りにはLGBTはいない」など「自分には関係のないこと」と思っているのではないのでしょうか。私たちは、あるものに対して一度「思い込み」や「決めつけ」を持ってしまえば、どうしてもそのイメージに近づけようとし、なおかつそれを正当化してしまいがちです。インターネット上の根拠のない情報

## 違いを認め、思いやりを持つ心を

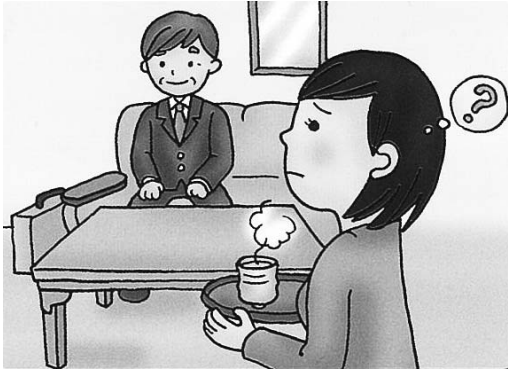
人権とは誰もが生まれながらにもっている、人間が人間らしく生きていくための権利です。また、私たちは性別や国籍、髪や肌の色、生まれ育った環境や文化的背景も異なり、考え方や趣味、趣向などもさまざままで、個性を持った一人の個人として尊重されるべき存在です。

自分だけでなく他者にも権利があるように相手の立場に立つて考えることが必要で、そのような視点を持つことで相手の気持ちや思いを理解することができるようではないでしょうか。

皆さんもこの機会に人権について考え、家族や友人などと話し合ってみましょう。

問い合わせ 人権政策課  
(内線472)

みんなで考えてみよう！！



上のイラストを見て、何かおかしいと感じないですか。

「お茶くみは女性の仕事」「女性だから当たり前だ」と決めつけていませんか。

社会の中では、今でもまだ根強く「男は仕事、女は家庭」というような性別による固定的な役割意識が見受けられます。